

女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定第10条第1項に基づき、立地自治体等とともに女川原子力発電所に立ち入り、現地及び書面調査を実施したものの。

1 実施日等

- (1) 実施日 令和6年7月25日(木)
- (2) 実施場所 東北電力(株)女川原子力発電所
- (3) 調査機関 県、女川町、石巻市（登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町 同行）

2 調査項目と内容

- (1) 新規制基準に基づく安全対策工事関連
 - ① 重大事故等対処設備の設置に係る確認
 - ・高圧代替注水系〔現地調査〕
 - ・直流駆動低圧注水系〔現地調査〕
 - ・フィルタ付格納容器ベント装置〔現地調査〕
 - ・各装置等の使用前事業者検査結果及び使用前確認結果の確認〔書面調査〕
 - ② 原子炉建屋に係る確認
 - ・建屋の使用前事業者検査結果及び使用前確認結果の確認〔書面調査〕
 - ③ シーケンス訓練・大規模損壊訓練に係る確認
 - ・アクセスルート(移動経路)の確認〔現地調査〕
 - ・アクセスルート等への仮設建築物の影響評価〔書面調査〕

- (2) 6月12日に発生した非常用ガス処理系の計画外作動関連
 - ・非常用ガス処理系起動の起因となった給気隔離弁の確認〔現地調査〕
 - ・事象発生の経緯及び不適合処理の状況等確認〔書面調査〕
- (3) 安全性向上に向けた取り組み状況関連
 - ・改善措置活動の取り組み状況の確認〔書面調査〕

3 調査結果の概要

- (1) 新規制基準に基づく安全対策工事関連
 - ① 重大事故等対処設備のうち、主要な設備である高圧代替注水系、直流駆動低圧注水系及びフィルタ付き格納容器ベント装置について、現地調査及び国の確認を受けた使用前事業者検査の結果から設計どおり設置されていることを確認した。
 - ② 原子炉建屋の耐震性の強化については、国の確認を受けた使用前事業者検査の結果から設計どおり耐震補強工事がなされていることを確認した。
 - ③ 重大事故等の対処時に使用する設備の保管エリア及びアクセスルート近傍の仮設建築物が地震で倒壊した場合の影響評価が未実施と6月の原子力規制検査において指摘を受けた件について、影響評価結果の説明を受けるとともに、仮設建築物が撤去されていることを確認した。訓練については、予定どおり8月には実施できる見込みであるとの説明を受けた。

(2) 6月12日に発生した非常用ガス処理系の計画外作動関連

給気隔離弁の設置状況を確認するとともに、東北電力が行なった原因調査や再発防止策が妥当であることを確認した。

(3) 安全性向上に向けた取り組み状況関連

東北電力では自主的安全性向上に向けて、「不適合その他の事象」の情報を広く集め、原子力安全に影響を与える問題を見逃さないで効果的な対策を講じるため、改善措置活動を実施しているが、この取り組みが適切に運用されていることを確認した。

4 要請事項(指摘事項はなし)

(1) 工程の見直しの原因となったアクセスルート等への仮設建築物の影響評価の未実施については、今後類似の事例を発生させることの無いよう、発電所の運営にあたっては計画段階から慎重かつ確実に検討を行い、安全確保を第一として臨むとともに、今後とも設備・機器等が設計どおり機能し続けるよう、日々の管理・運営に努めること。

(2) 非常用ガス処理系の計画外の作動については、予期しない設備の稼働は思わぬ事故につながる恐れがあることから、非定常的な業務を行う際は、あらゆる事態を想定したうえで、万全を期した状態で行うこと及び類似事象への水平展開を実施すること。

(3) 改善措置活動は継続的に行われることが重要であり、形骸化することのないよう、自主的に安全性向上に取り組む組織文化の醸成に努めること。

5 今後の対応

2号機の再稼働に向けて実施される各種訓練や試験・検査等については、引き続き、進捗状況等を把握していくとともに、発電所の安全管理に問題があると判断した場合には、速やかに立入調査を行い、東北電力に対し必要な改善を求めていく。